

学 則 (事 業 概 要)

(1) 開講目的	訪問介護員の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な介護を提供するため、必要な知識、技能を有する介護職員基礎研修修了者の養成を図ることを目的とする。
(2) 指定番号、事業者の名称、所在地	指定番号：162号□□ 事業者の名称：株式会社 福祉情報センター 所在地：広島市西区観音新町2-2-15
(3) 研修の名称	介護員養成研修
(4) 研修の課程及び研修区分並びに講義の方法	介護職員基礎研修課程 科目実習免除型（Ⅱ）150時間（通信課程）
(5) 実施場所（講義・演習・実習）（住所も記載）	講義：尾道市因島市民会館 第4会議室 尾道市因島土生町88-1 演習：尾道市因島市民会館 第4会議室 尾道市因島土生町88-1
(6) 研修期間及び研修日程	研修期間：平成22年3月28日～平成22年7月15日 研修日程：（様式第2号の2）のとおりに
(7) 研修カリキュラム及び講師氏名	「介護職員基礎研修課程 科目実習免除型（Ⅱ）150時間（通信課程）」に即したカリキュラムを実施する。 別紙「研修カリキュラム」及び別添様式第2号の4「講師一覧表」のとおりに
(8) シラバス ※介護職員基礎研修課程の場合	シラバス（様式第2号の6）を参照
(9) 使用テキスト（教材名）	日本医療企画出版「介護職員基礎研修課程テキスト」 第1巻 生活支援の理念と介護における尊厳の理解 第2巻 介護における社会福祉援助技術 第3巻 医療・看護を提供する者との連携 第4巻 認知症の理解 第5巻 介護におけるコミュニケーションと介護技術 第6巻 生活支援のためのアセスメントと計画
(10) 添削指導、面接指導の体制、方法等（通信課程の場合のみ）	添削問題は、提出日より1週間以内に受講生に返却し、合格点に達しない受講生には再提出を提示する。□質問に対しては、電話・ファックス・メール等で受付し、2～3日中にそれぞれの方法で返答する。
(11) 研修修了の認定方法	認定方法：定められた研修課程の講義・演習の全課程に出席し、添削問題、課題レポートの全提出（70点以上）及び修了評価テスト、実技テストに合格（70点以上）した者で、理解していることを確認した時点で修了と認定する。修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修了年限：3年 各科目の修了期限：6ヶ月 修了評価方法：別添（様式第2号の13）を参照。 修了評価不合格時の取扱い：添削問題、課題レポート、各科目ごとの筆記試験及び演習の評価のいずれかが70点未満の者は不合格とし、科目の修了を認めない。不合格者に対しては再指導及び補習を行い、再評価を受けさせる。 補習可能な科目・項目：全科目・全項目 補習の方法：順次補習日を決定して行い、再度修了評価をする。 補習に要する費用：1教科につき2,000円を受講者の負担とする。
(12) 遅刻、早退及び欠席の取り扱い	15分以上の遅刻、早退は欠席者とみなす。欠席者に対しては、後日補講日を決め必ず全科目出席した者に対し修了と認定する。各科目に対して欠席者は履修を認めず、別途補講を行なう。 補講にかかる受講料は1教科につき2,000円を受講者の負担とする。
(13) 補講の方法及び取扱い	補講実施の有無 (有)・無 補講可能な科目・項目：全科目・全項目 補講の上限：15時間 補講の方法：欠席者は科目の修了を認めず別途補講を実施し、補講の実施は原則として当社で行なうが、やむを得ない場合は他の広島県指定事業者で実施する場合もある。 補講に要する費用：補講にかかる受講料は1教科につき2,000円を受講者の負担とする。他の広島県指定事業者で実施する場合の受講料は他の広島県指定事業者の定める金額による。
(14) 期限内に修了できなかった科目の再履修の取扱い ※介護職員基礎研修課程の場合	再履修実施の有無 (有)・無 □ 再履修の方法：次回開催する講座にて再履修を行う。

学 則 (事 業 概 要)

(15) 科目履修(特定科目のみの履修)の取扱い ※介護職員基礎研修課程の場合	次回開催する講座にて不足している科目の再履修を行う。
(16) 受講中の事故等についての対応	物損・人身事故は損害保険にて対処する。通学中での事故は受講生の負担とする。
(17) 受講の取り消し	この講座は「介護員の資質の向上」を目的としたものであり、講義や演習において、講師や施設側の指示に従わない場合や、他の受講生に迷惑となる行為、学習に熱意が見られない受講生については、株式会社福祉情報センター養成研修部の判断において受講の取消を命じる。この場合の受講料金は返金しない。
(18) 修了証明書の交付	株式会社福祉情報センターの長は研修修了者に対して、「広島県介護員養成研修事業指定要綱」第18条に基づき、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。また、研修修了者について、修了者番号・修了年月日・氏名・生年月日・住所等を記載した名簿を作成し、管理すると共に、その名簿を広島県知事に報告する。
(19) 開講時期	年7回(3月・4月・6月・8月・10月・12月・2月)
(20) 受講資格及び定員	(1) 受講資格：介護員養成研修2級課程以上の修了者で1年以上の介護等の実務経験を有する者。□ (2) 定員：20名
(21) 免除科目の有無及びその内容	生活支援の理念と介護における尊厳の理解・介護における社会福祉援助技術の内30時間。 高齢者、障害者等が活用する制度及びサービスの理解。 高齢者、障害者等の疾病・障害等に関する理解。 生活支援と家事援助技術。介護職員の倫理と職務。 介護におけるコミュニケーションと介護技術の内60時間。 実習。
(22) 受講の手続き	(1) 申込方法：受講希望者は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、ファックス又は郵送にて申込む。電話及び株式会社福祉情報センターのホームページからの申込みも可能。 (2) 申込先：株式会社福祉情報センター (3) 受講決定：申込者に受講手続きが記載された申込確認書を送付する。所定の手続き（書類の提出・受講料の振込み等）が完了したことを確認した後、受講決定通知書を送付する。 (4) 免除対象者：開講日のオリエンテーションまでに介護員養成研修2級課程修了証明書の写し及び介護業務実務経験証明書を提出した者については、免除を行なう。それ以降の免除は行わない。
(23) 受講料、その他諸経費等及び支払い方法	98,000円（テキスト代6000円、消費税含む）、その他講座に関する諸経費も受講料に含む。□ 指定口座にて一括払いで振込みとする。ただし受講生の事情により分割する事も認め、通学学習修了までに完納とする。
(24) 解約条件及び返金の有無	特別の事情が無い場合のキャンセルについては応じない。
(25) 受講者の個人情報の取扱い	個人情報保護規定策定の有無(有)・無 (平成21年11月13日提出) 名簿等の書類は鍵のあるロッカーに保管され、コンピュータにあるデータ等はパスワードにより保護されている。なお、修了者は広島県の管理する修了者名簿に記載される。
(26) 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	ホームページ上にて情報開示 (ホームページアドレス http://www.f-j-s.net)
(27) 研修責任者名及びその所属・役職	養成事業本部 本部長 田村 秀道
(28) 課程編成責任者名及びその所属・役職	養成事業本部 講師 中山 大輔
(29) 研修受講に関する苦情相談窓口・連絡先	〒733-0036 広島市西区観音新町2-2-15 □ フリーダイヤル 0120-74-1821 TEL 082-503-1821 FAX 082-503-1824 メールアドレス info@f-j-s.net. 担当：代表取締役 小林 薫
(30) 研修事業担当部署 (問合せ先)	〒733-0036 広島市西区観音新町2-2-15 □ フリーダイヤル 0120-74-1821 TEL 082-503-1821 FAX 082-503-1824 メールアドレス info@f-j-s.net. 事務担当：講座管理部 課長 香川 友秀
(31) その他	

※学則は、研修区分毎に作成すること。

※この他に事業者として必要と認められる項目について記載すること。